

猫の飼養管理基準

はじめに

本基準は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下動物愛護管理法）に従い、猫の生理・生態・習性を理解し、国際的な動物福祉の原則である「5つの自由」※に基づいた飼養管理を具体化し、所有者及び占有者が果たすべき飼養動物に対する義務と責任の実質的指針とする。

※「5つの自由」

1. 飢えと渇きからの自由
2. 不快からの自由
3. 痛み・負傷・病気からの自由
4. 恐怖や抑圧（不安）からの自由
5. 正常な行動を表現する自由

猫の生理・生態・習性を理解した上で、以下の猫のニーズを満たすこと。

1. 適切な給事・給水

- 年齢や体調にあわせたバランスのとれた良質な食事を与えること。
- ・ 食事及び水の容器は、飼養頭数分用意すること。
- ・ 糞尿の混入を防ぎ、汚染された場合はただちに交換すること。
- ・ フードの保管は、防虫・温湿度等に気を付け、消費期限内に消費すること。
- ・ 飲水量・食事量は毎日確認すること。
- ・ 毎日、飲水用器及び食器は洗浄し清潔に保つこと。
- ・ 食事・飲水場所はトイレと寝床から 50 cm 以上はなすこと（図 1 参照）。
- ・ 食事及び水の容器は寝床から 50cm 以上離れた場所に設置すること（図 1 参照）。

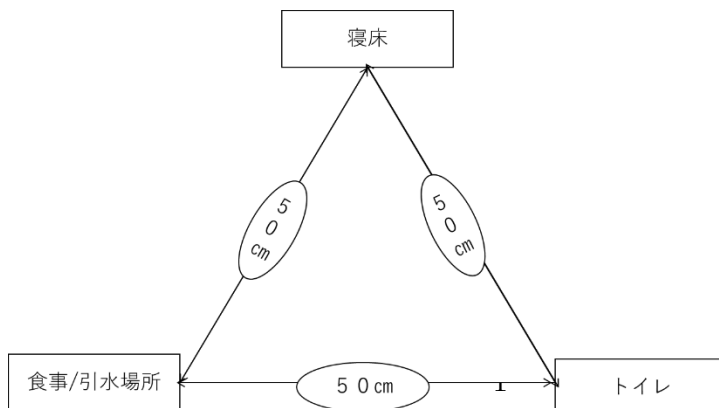


図 1. 寝床、トイレ、食事/引水場所は 50 cm 以上離す。

1) 飲水

- ・ 常に清潔な器に新鮮で清潔な飲み水を与えること。
- ・ 新鮮な水は猫がいつでも飲める場所に置くこと。
- ・ 目に見えて汚れている（濁っている等）場合はすぐに取り換えること。
（最低 1 日 1 回取り換える）

2) 食事

- ・ 個々の年齢、体調等にあったバランスのとれた食事を毎日必要な量を与えること。
- ・ 一日の食事回数は年齢や体調にあわせること。
- ・ 体重（BCS2 以下：削瘦・栄養失調）や過体重（BCS4 以上：肥満）にならないよう適切な量を与えること。
- ・ 食事は 24 時間以上放置しないこと。ドライフードの置き餌であっても 1 日 1 回は交換すること。
- ・ 食事を変更する場合は、体調や摂食状態を見ながら徐々に行なうこと。
- ・ 猫に有害な下記のような食べ物を与えないこと。
（生魚や貝、イカ、タコ、ぶどう/レーズン、たまねぎ、チョコレート、にんにく、人が食べるような加工食品等）
- ・ 猫は食欲不振が長期継続すると、肝臓に病変を起こし、死亡することがある為、2-3 日摂食が見られない場合はすぐに獣医師に相談すること。

2. 適切な環境

1) 施設の構造

- ・ 壁・床・天井・仕切り・ドア等の内装は、耐久性があり、不浸透性で掃除・消毒が容易であること。
- ・ 壁・床・天井・仕切り・ドア等の内装は、消臭及び減臭しやすい素材とすること。
- ・ 床等が水洗いできる構造の場合は、排水装置を設置し、水はけをよくすること。
- ・ 床面は滑りにくく、肉球及び関節に負担のない構造とすること。
- ・ 換気は、室内全域にいきわたるように設備すること。
- ・ 温度管理ができる空調設備を設置すること。
- ・ 給湯設備を設置すること。
- ・ 壁・窓・天井等は隙間がないこと。
- ・ 逸走・脱走を防ぐ構造であること。
- ・ 衛生動物及び害虫の侵入を防ぐこと。

- ・ 熱器具及びコンセント周辺からの出火を防ぐようにすること。
- ・ 炎天下、雨風を完全にしのげること

2) 施設的环境

- ・ 快適な室温管理 – 必要に応じて寒冷及び暑さから回避できる場所を用意
温度 20～28℃ 湿度 50～60%
- ・ 騒音はできる限り最小限にすること。
(犬の吠え声や掃除等の騒音は猫にとってストレス)
- ・ 十分な換気を行うこと。(1 時間に 10 – 12 回)
- ・ 臭気を確認し、アンモニア濃度が 3ppm 以下であること。
(Guidelines for Standards of Care in Animal Shelters では 2ppm 以下推奨)
- ・ 自然採光できる場所におくこと、難しい場合は自然の昼夜の長さに合わせて照明を施すこと。
- ・ 照明は自然光に出来るだけ近づけること。
- ・ 照明は概日周期に従うこと。

3) 猫の保管場所の環境

- ・ 室内であること。
- ・ 寝床と活動場所が分かれていること。
- ・ 危険物のない整理整頓された安全な場所におくこと。
- ・ ケージ等が壊れていないこと。
- ・ 脱走・逸走できないこと。
- ・ 床材はワイヤーを使用しないこと。
(肉球・関節への負担防止・爪が引っかからないように)
- ・ ケージ、クレートは積み重ねないこと。
- ・ 災害時に壊れたり、崩れたりしないよう留意してあること。
- ・ 運動したり登ったり遊んだりするための十分な空間を用意。縦の空間を活用する。
- ・ 寝床とトイレは 50cm 以上離れた場所に設置すること (図 1 参照)。

① 一日の大半の時間をケージ内で飼育している場合

a) 単頭飼育の場合

- ・ 2 段以上のケージや 2 区画収容 (排泄場所、寝床、食事の場所を分けた収容) で飼養すること。

- ・ 立ち上がった際に天井に頭が接触しないこと。
- ・ 身体を伸ばしたり、横たえたり、展開しても体が四方の壁に接触しない十分なスペースがあること。
- ・ トイレ、休息場所、食事場所等は、それぞれ 50 cm 以上はなすこと。
- ・ 1 日 1 回以上はケージから出し、十分な運動及び気分転換をさせること。
- ・ 寝床材は、清潔でやわらかな素材とすること。
- ・ トイレは使用しやすい安全な構造のものを設置すること。
- ・ 排泄物等はできるだけすみやかに取り除くこと。
- ・ トイレは常に清潔で、猫が使用しやすいものを設置すること。
- ・ 身を隠せる安全で安心な場所を設けること（隠れ場所）。すなわち誰からも邪魔をされずに安心して休息できる場所、恐怖を感じた時、逃げられ身を隠せる場所を用意。
- ・ 猫が自然な状態で座ったり、立ち上がったり、伸びをしたり、歩いたり、寝転んだりすることができ、振った尾や耳がケージ等の壁・天井に当たらない広さがあること。
 - 面積：90cm×90cm の空間 + 隠れ場所 + トイレ

b) グループ飼育の場合

上記項目に加えて以下の点を取り入れる。

- ・ グループ形成をする際に相性を見きわめ、不要な猫同士の干渉を防止する。必要に応じてグループの再編成を行ったり、攻撃的な個体を隔離すること。
- ・ 他の個体に触れずに横たわることができる広さを確保すること。
- ・ 2 頭以上の猫を飼養している場合は、それぞれが望んだ時に距離を十分保てるような空間を与えること。
 - 猫のパーソナルスペース(縦 90 cm×横 90cm×高さ 90cm)を確保すること。
- ・ トイレと隠れ場所は飼養頭数分設置すること。

② 大半の時間を室内の大きなスペースで飼育している場合

- ・ グループサイズは最大で 10 – 12 頭までが望ましい
- ・ 2 頭以上の猫を飼養している場合は、それぞれが望んだ時に距離を十分保てるような空間を与えること。
 - 猫のパーソナルスペース(縦 90cm×横 90cm×高さ 90cm)を確保すること
- ・ トイレは飼養頭数分設置すること。
- ・ 食事場所は数か所設置すること。

- ・ 頭数分の寝床を設置すること。
- ・ 寝床材は、清潔でやわらかな素材とすること。
- ・ 身を隠せる安全で安心な場所を設けること（隠れ場所）すなわち誰からも邪魔をされずに、安心して休息できる場所、恐怖を感じた時、逃げられ身を隠せる場所を頭数分用意すること。
- ・ 猫が自然な状態で座ったり、立ち上がったり、伸びをしたり、歩いたり、寝転んだりすることができ、振った尾や耳が壁・天井に当たらない広さがあること。

5) 管理

①清掃

- ・ 排泄場所は常に清潔に保つこと。（排泄物の除去は1日2回以上）
- ・ 施設環境は1日1回清掃すること。
- ・ フードの保管場所は清潔に保つこと。

②管理人数

- ・ 各施設は物理的にも、予算的にも収容能力を超えてはならない。
（収容能力 = 施設のケージ数 + スタッフ数 + 業務量 + 獣医療 + a）
- ・ スタッフ1名あたり猫20頭程度。
※行政視察により、適切な世話ができていないと判断された場合は、スタッフ1名あたりの飼養頭数を減らす。

3. 健康管理

各施設に必ず担当獣医師を指定し、健康管理責任者としておく。

※ 必要な獣医療を提供すること（1年に1回健康診断を受けさせること）

- ・ 繁殖をしない場合は、去勢/不妊手術を行うこと。
- ・ 未去勢/未不妊猫は、縄張り争い等で喧嘩をする傾向が強く、結果的に猫免疫不全ウイルス・猫白血病ウイルス感染症などの病気に罹患する、スプレー行動などの問題行動、徘徊による迷子や交通事故にあう危険性が高いことを理解し、防止策を講じること。
- ・ ワクチン接種等により病気の予防に努めること。
- ・ ノミダニなどの外部寄生虫や内部寄生虫の駆除と定期的な予防をすること。
- ・ 日常から食欲や飲水量、糞尿の状態をチェックすること。
- ・ 病気や傷害が疑われる場合は、直ちに獣医師を受診すること。

- ・ 定期的にブラッシングにより、毛玉を防ぎ、被毛及び手足に糞尿が付着していない状態を保つこと。（毛玉による嘔吐も防止）
- ・ 被毛が濡れた状態で放置しないこと。速やかに乾かすこと。
- ・ 定期的に爪切りをすること。
- ・ 施設収容時は、必ず予防接種及び外内部寄生虫の予防を受けること。

4. 猫の行動と社会性

- ・ しつけと称して、猫に向かって大声を出したり、痛みを伴う罰を与えないこと。猫を神経質にさせ、怖がらせるだけである。
- ・ 嫌いな人や動物と無理に交流させようとせず、それらを避けられるようにすること。
- ・ 猫が他者からも適切に扱われ、ストレスを受けたり危険にさらされたりすることがないようにすること。

5. 猫の習性 — 行動学的ニーズを満たし、エネルギーを発散できる遊びを提供する。

- ・ 安全なおもちゃで、人が遊んであげたり、一人遊びする機会を与えること。
- ・ 爪とぎなど引っ掻く場所を与えること。
- ・ 猫が十分に体を伸ばしたりすることができるスペースを与えること。
- ・ 左右だけでなく上下運動ができるようにすること。（キャットタワーなど）
- ・ 外の景色を自由に見られるようにすること。
- ・ 登れる場所、隠れられる場所を提供すること。
- ・ 食事は十分適切に取れるように環境を配慮すること。相性の悪い猫同士が同じ場所で並んで食べることはないように配慮すること。

6. 繁殖に用いる場合

- 獣医師の診察を妊娠前後及び出産前後に必ず受けること。
- ・ 獣医師が作成した診察記録をつけること。
- ・ 診察記録は行政に提示を求められた場合、速やかに提出すること。

1) 繁殖制限等

- ・ 1歳未満の個体には交配させないこと。
- ・ 最後に出産した日から次の出産まで最低12か月の間隔をあけること。
- ・ 最終繁殖年齢は7歳以上をこえないこと。
- ・ 帝王切開の場合は、生涯3～4回以内とすること。

- ・ 遺伝性疾患や攻撃性・不安症のある個体は繁殖させないこと。
- ・ 近親交配をさせないこと。
- ・ 獣医師により、繁殖に適さないと判断された場合は、生涯繁殖回数内であっても中止させること。

2) 繁殖方法

- ・ 苦痛を伴うかたちで、あるいは強制的に交配させないこと。
- ・ 繁殖のために移動する際は、**7.輸送**を遵守すること。
- ・ 遺伝性疾患や攻撃性・不安症のある個体は繁殖させないこと。
- ・ 近親交配をさせないこと。

3) 繁殖施設 ; 2. 適切な環境に準ずる。

- ・ 産室の推奨温度は 29～32℃
- ・ 出産が近い個体は、静かで安全な環境に置くこと。
- ・ 保管場所には、隠れ場所及び産箱と活動場所があり、出産・育児する場所と排泄場所と食事場所はそれぞれ一平面に確保されていること。
- ・ 母猫が自然な行動をとれて、自由に子猫を安全な場所に隠すことができるスペースをとること。子猫も自然な行動をとれる安全な十分な面積があること。
- ・ 産箱の高さは、母猫が自由に入出力でき、2 週齢未満の子猫が出られない高さとする。

4) 管理

- ・ 妊娠猫はできるだけ単独で飼養すること。
- ・ 適切な食事を与えること。
- ・ 妊娠中後期は、1 回で食べられる量が減るため、回数を増やすこと。
- ・ 8 週齢未満の子猫は母親・兄弟と共に適切な環境下で飼養すること。
- ・ 子猫には、ヒートマット等局所暖房器を設置すること。その際、子猫の自らの意思で自由に暖房設備から離れられるようにすること。また自由に暖房設備に近づけるようにすること。
- ・ 母猫は、自らの意思で子猫から離れられる十分なスペースがあるようにすること。
- ・ 母猫は、自らの意思で局所暖房器から自由に離れられたり近づいたりできるようにすること。
- ・ 子猫の体重は毎日測定し、問題があれば獣医師に相談すること。

- ・ 繁殖を継続しない場合は、不妊手術を実施すること。

7. 輸送

- ・ 輸送時は必ずケージ・クレート・キャリーに入れること。
 - ・ 輸送はできるだけ短い時間と距離であること。
 - ・ 体調の悪い個体は輸送しないこと。（動物病院への診療目的以外）
 - ・ 空調のついている車内であっても動物だけで保管及び放置しないこと。
 - ・ 社会化期（生後 2 週齢から 9 週齢）は猫にとって外部からの刺激を受けながら環境への適応を学ぶ大切な時期であるため、不必要な恐怖や不安感を与えないこと。
 - ・ 個体に見合った車両で輸送すること。
- 以下の項目に留意すること。

- ◆ 温湿度・換気：動物種にあった快適な環境を整えること
- ◆ 給餌：輸送が長くなる場合は、適時給餌すること。
- ◆ 給水：必要に応じて給水できるようにすること。
- ◆ 排便排尿：排泄のためのトイレを準備し車内に持ち込むこと。適切に排泄のための時間を取ること。車両内での排便等はすみやかに取り除くこと。
- ◆ 時間：1 時間に 1 度の休憩を設け、動物の状態を確認すること。
- ◆ ケージ・クレート・キャリー
 - ：動物の安全を確保すると同時に自然な行動が取れるようにすること。
 - ：逸走・脱走を防止する構造とすること。
 - ：輸送中にケージが動いたり、倒れたりしないこと。

8. 災害対策

- ・ 平時より災害発生時の準備をし、安全場所の確保など対応を整えること。
- ・ 平時からしつけをしておくこと。
- ・ フード・水・ペットシート等の備蓄をすること。
- ・ 頭数分のキャリーを用意すること。
- ・ 一時預かり先を探しておくこと。
- ・ 猫をおいて避難する場合は、猫が中にいることを家の外側に掲示。その際、動物種、頭数等の簡単な情報も記載すること。
- ・ 猫の個体識別をしておくこと。マイクロチップを挿入してある場合はデータベースに登録してあることを確認しておくこと。

- ・ 脱走・逃走しないようにすること。

9. 終生飼養等にかかわる責任

- ・ 繁殖等からの引退及び販売に適さない個体については、所有者及び占有者の責任として適切に終生飼養する又は新しい飼い主を見つけること。
- ・ 引退等をした個体の飼養環境についても、行政の視察を受けること。

10. 展示（ふれあい）・撮影・エンターテイメントに使用する場合

1) 展示場所の環境 ; 2. 適切な環境に準ずる。

① 幼齢個体の場合、特に以下のことを留意すること。

- ・ 4 か月齢未満の子猫については、月齢及び身体の大きさ、相性をみて集団で飼養すること。
- ・ すべての展示・保管場所において、活動場所の他、自らの意思で隠れられる場所を設置すること。
- ・ 6 か月齢未満の子猫はヒートマット等局所暖房器を設置すること。その際、自らの意思で暖房器具から離れられる場所を設置すること。

2) 管理

上記 1 から 10 1) の要件を満たしたうえで、以下の点に留意する。

- ・ 苦痛やストレスを引き起こす可能性のある展示をしないこと。
- ・ 苦痛やストレスを引き起こす可能性のある形態、演技及び芸をさせないこと。
- ・ 生き餌や囀として、意識ある脊椎動物を使用しないこと。
- ・ 幼齢動物（8 か月齢以下）をふれあいに使用しないこと。
- ・ 動物を出演させる計画や台本は、事前にその動物種について十分な知識・経験のある第三者の専門家（獣医師等）の確認を受け指示を仰ぐこと
- ・ 撮影等で使われる動物の訓練は苦痛を与えない方法をもちいること
- ・ 動物が使われる撮影等は全て第三者の獣医師等の立会いを受けること
- ・ 展示・撮影目的で、鎮静剤・麻酔等を使用しないこと
- ・ いかなる動物も闘わせないこと

11. 登録要件

- ・ 第一種動物取扱業の登録時に指定獣医師の名前を記載すること。
- ・ 動物取扱責任者は、経験年数にかかわらず一定時間の講義及び実習を受け、試験に

受かること。

（講義・実習例：生命倫理学、動物種の生態・習性、動物福祉学、感染症・遺伝病・行動学、繁殖学、動物の扱い方、公衆衛生学、関係法規（動愛法・労働基準法等）など

-
-

参考資料

ドイツ：ドイツ動物保護法

英国：英国動物福祉法（Animal welfare Act 2006）

1963 年動物収容施設法

（Animal Boarding Establishments Act 1963）

1951 年ペット動物法

（Pet Animals Act 1951）

1999 年犬の繁殖および販売（福祉）に関する法律

（Breeding and Sale of Dogs (Welfare) Act 1999）

猫の福祉に関する実施規則

（Code of Practice for the Welfare of Cats）

花火と動物（fireworks and animals）

ペット販売ライセンスのモデル遵守事項 2013

（Model Conditions for Pet Vending Licensing 2013）

猫の預かり施設に関するライセンスのモデル遵守事項及び指針 2013

（CIEH Model Licence Conditions and Guidance for Cat Boarding Establishment 2013）

欧州評議会（Council of Europe）

附属文書 A

実験その他科学的目的に使用される脊椎動物の保護のための欧州協定（ETS123）

動物の施設と飼育に関するガイドライン（協定第 5 条）

（APPENDIX A

OF THE EUROPEAN CONVENTION FOR THE PROTECTION OF VERTEBRATE ANIMALS

USED FOR EXPERIMENTAL AND OTHER SCIENTIFIC PURPOSES (ETS NO. 123)

GUIDELINES FOR ACCOMMODATION AND CARE OF ANIMALS (ARTICLE 5 OF THE CONVENTION)

アメリカ

Guidelines for Standards of Care in Animal Shelters, The Association of Shelter Veterinarians.2010

Sheltermedicine.com.,library,resource.Facility design and Animal Housing

United States Department of Agriculture Animal Care Animal Welfare Act and Animal Welfare

Regulations Animal and Plant Health Inspection Service, APHIS 41-35-076

カナダ

A Code of Practice for Canadian Cattery Operations 2009, Canadian Veterinary Medical Association

First Edition: 2009

参考文献

The Domestic Cat the biology of its behaviour edited by DC Turner and P Bateson (Cambridge Univ Press)

Domestic Animal Behavior and Welfare 4th edition Edited by DM Broom and AF Fraser (CAB International)

作成・監修

公益社団法人日本動物福祉協会 学術ネットワーク

入交眞巳（米国獣医行動学専門医・学術博士）

田中亜紀（日本獣医生命科学大学助教・疫学博士）